

乙羽園 指定介護予防短期入所生活介護事業

運営規程

社会福祉法人 乙羽会

乙羽園 指定介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

第 1章 施設の目的と運営の方針

第 1条（目的）

社会福祉法人 乙羽会が開設する乙羽園介護予防短期入所生活介護事業所(以下「事業者」という。)が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するに、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等(以下、「従業者」という。)が、要支援状態にある利用者(以下、「利用者」という。)に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とします。

第 2条（基本方針）

事業者では、利用者が要支援状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

2 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・福祉サービスとの密接な関係を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第 3条（事業所の名称及び所在地等）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- | | |
|-------|--------------------|
| 一 名称 | 乙羽園介護予防短期入所生活介護事業所 |
| 二 所在地 | 沖縄県国頭郡今帰仁村字天底222番地 |

第 2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第 4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- | | |
|-------|----|
| 一 管理者 | 1名 |
|-------|----|

事業所の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

- 二 医師 1人
利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。
- 三 生活相談員 1人以上
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
- 四 介護職員 24人以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
- 五 看護職員 3人以上
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
- 六 管理栄養士(栄養士) 1人以上
栄養ケアマネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行います。
- 七 機能訓練指導員 1人以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

第 3章 利用定員と送迎

第 5条 (利用者の定員)

利用できる定員は二十人とします。

第 6条 (通常の事業実施地域)

通常の事業実施地域は、今帰仁村、名護市、本部町とします。

第 4章 設備及び備品等

第 7条 (居室)

利用者の居室には、ベッド・たんす・棚・ナースコール等を備品として備えています。

第 8条 (静養室)

事業者は、利用者が居室で静養することが一次的に困難な状態の時に使用できる静養室を介護職員又は看護職員室に隣接して設けます。

第 9条 （ 食堂 ）

事業者は、利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・イス・箸や食器類などの備品類を備えます。

第 10条 （ 浴室 ）

事業者は、浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。

第 11条 （ 洗面所及び便所 ）

事業者は、必要に応じて各所に洗面所や便所を設けます。

第 12条 （ 機能訓練室 ）

事業者は、利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

第 13条 （ 介護職員室 ）

事業者は、居室のある階ごとに居室に近接して介護職員室を設け、机・イスや書類及び保管庫等必要な備品を備えます。

第 14条 （ その他の設備 ）

事業者は、設備としてその他に、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・面談室等を設けます。

第 5章 同意と契約

第 15条 （ 内容及び手続きの説明並びに同意及び契約 ）

事業者は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第 16条 （ 受給資格等の確認 ）

事業者は、サービスの利用を希望する者が、提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認することができます。

第 6章 事業の内容

第 17条 事業所で行うサービスは以下のとおりとする。

(1) 介護予防短期入所生活介護計画の作成

事業所の管理者は、介護支援専門員に、介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 介護予防短期入所生活介護計画の作成を担当する介護支援専門員(以下「計画作成介護支援専門員」という。)は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、介護予防短期入所生活介護計画の原案を作成します。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。
- 4 計画作成介護支援専門員は、介護予防短期入所生活介護計画の立案について利用者に説明し、同意を得ます。
- 5 計画作成介護支援専門員は、介護予防短期入所生活介護計画の作成後においても他の従業者との連絡を継続的に行ない、介護予防短期入所生活介護計画の実施状況を把握します。

(2) サービスの取り扱い方針

事業者は、可能なかぎりその居宅において、要支援状態の維持、もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともにサービス内容の確認を行います。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その介護予防短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行いません。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに

緊急やむを得ない理由を記録します。

- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護予防短期入所生活介護計画及びサービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

(3) 介護予防短期入所生活介護の内容

介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとします。

- 一 日常生活上の介護
- 二 食事の提供
- 三 機能訓練
- 四 健康管理
- 五 相談・援助

(4) 食事の提供

食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう支援します。

食事の時間はおおむね以下のとおりとします。

- | | |
|-----|-----------------|
| 朝 食 | <u>7時30分から</u> |
| 昼 食 | <u>11時30分から</u> |
| 夕 食 | <u>17時00分から</u> |

(5) 相談・援助

事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

(6) 機能訓練

事業者は、入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

(7) 健康管理

事業者の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

(8) その他のサービスの提供

事業者は教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行います。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めます。

第 18条 （ 利用料及びその他の費用 ）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護老人福祉施設におけるサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとします。
- 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - ① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費用相当額)
 - ② 滞在に要する費用
 - ③ 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - ④ 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - ⑤ 送迎に要する費用
 - ⑥ 理美容代
 - ⑦ その他、介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
- 5 サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

第 19条 （ 利用料の変更等 ）

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 事業者は、前項の利用料の変更する場合は、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとします。

第 7章 留意事項

第 20条 （喫煙）

喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力頂きます。

第 21条 （飲酒）

飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

第 22条 （衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第 23条 （禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、言論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第 24条 （入所者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第 8章 従業者の服務規程と質の確保

第 25条 （従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び書規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示

命令に従い、自己の業務に専念します。サービスに当たっては、協力して施設の秩序を維持し常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。
- 四 業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 五 従業員であった者に、業務上知り得た入所者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約内容とする。

第 26条 （ 衛生管理 ）

事業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

- 2 感染症の発生防止及びまん延の防止のために必要な措置を講じます。

第 27条 （ 従業員の質の確保 ）

事業者は、従業員の資質向上のため、必要なマニュアルを整備し、その研修の機会を確保します。

第 28条 （ 個人情報の保護 ）

事業者及び従業員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、従業員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護にかかわる規程を公表します。

第 9章 緊急時、非常時の対応

第 29条 （ 緊急時等の対応 ）

事業者は、利用者の病状の変化が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関の協力

を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとします。

2 事業者は前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとします。

第 30条 （ 事故発生の防止及び発生時の対応 ）

事故発生又はその再発を防止するために、次の事項に定める措置を講じるものとします。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告されその分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備します。
- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業員に対する研修を定期的に行います。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとします。

3 事業者は、前項の事故状況及び事故に際してとった処置について記録するものとします。

4 事業者は入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

第 31条 （ 虐待防止に関する事項 ）

事業者は、入所者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止する為の定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者設置

2 事業者は、サービス提供中に当該施設従業員又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

第32条（身体拘束）

事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を取り除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者へ周知徹底をはかるものとします。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

第33条（業務継続計画の策定等）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。
- 3 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

第34条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び非難に関する計画を作成し、従業員及び、入所者等に対し、周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を地域と連携して実施します。

第10章 その他

第35条（地域との連携）

事業者の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第 36条 （ 勤務体制等 ）

事業者は、入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を整えます。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 従業者の資質の向上のための研修の機会を設けます。

第 37条 （ 記録の整備 ）

事業者は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

第 38条 （ 苦情処理及びハラスメント対策 ）

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、沖縄県国民健康保険団連合会の調査に協力するとともに、沖縄県国民健康保険団連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 4 施設は、適切な介護予防短期入所生活介護サービスを確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、介護予防短期入所生活介護施設職員の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化、(カスタマーハラスメント防止研修等)組織的に対応する取組み等、必要な措置を講じます。

第 39条 （ 掲示 ）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第 40条 （ 協力医療機関等 ）

事業所は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとします。

- 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- 二 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

と。

三 利用者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

- 2 事業所は1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を今帰仁村に届け出るものとします。
- 3 事業所は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条17条に規定する第二種協力医療機関(事項において「第二種協力して医療機関」という。)との間で新興感染症(同条第7条に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。事項について同じ。)の発生等の対応を取り決めるように努めるものとします。
- 4 事業所は、協力医療機関が第二種協力医療機関である場合においては、当該第二種協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議するものとします。
- 5 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院可能となった場合においては再び事業所を速やかに利用させることができるように努めるものとします。

入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

第41条 (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

事業所は業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの)を定期的に開催するものとします。

第42条 (その他運営に関する留意事項)

事業者は、全ての従業者(看護師・准看護師・介護福祉士・介護支援専門員・介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者の資格を有するその他のこれに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な受講をさせるために必要な措置を講じるものとします。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし業務の執行体制についても検証、整備します。

(1)採用時研修 採用後3ヶ月以内

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から適用する。

この規程は、平成19年 5月 1日から適用する。

この規程は、平成25年 8月 1日から適用する。

この規程は、平成29年 1月 1日から適用する。

この規程は、平成30年 1月 1日から適用する。

この規程は、平成30年 10月 1日から適用する。

この規程は、令和3年 4月 1日から適用する。

この規定は、令和6年 4月 1日から適用する。

この規定は、令和7年 4月 1日から適用する。